

視察・研修報告書

視察・研修先	第10回生活保護問題議員研修会
日時	平成30年8月24日（金）～8月25日（土）
場所	鹿児島県市町村自治会館
テーマ	生活保護を考える～今こそ問われる、地方行政のあり方
対応者 （講師）	吉永 純氏（花園大学教授） 奥田 知志氏（NPO 法人抱撲理事長） 西田 真季子氏（元毎日新聞記者） 尾藤 廣喜氏（弁護士） 木村 草太氏（首都大学東京大学院教授） 他
概 要	
<p>第1日目</p> <p>基調講演：生活保護基準のたび重なる引下げと、あるべき生活保護制度</p> <p>講師：吉永 純氏（花園大学教授）</p> <p>○貧困は改善されたか？保護率、捕捉率は？＝先進国で最低レベルの生活保護の貧困</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対的貧困率は50.8% 子どもの貧困率は13.5% ・貧困線は下がったが、相対的貧困率は上昇している＝捕捉率は2割しか機能していない ・先進国の中で極めて異常な貧困状況＝貧困率が高いのに捕捉率が上がらない理由 （厳しい資産条件・扶養義務が異常に広い・申請抑制策）（国が生活保護財政が最低） ・子どもの貧困対策に逆行＝延べ40万人の子どもが不利益を受ける （児童扶養加算の減額・母子加算の減額・学習支援費の廃止等） ・一般世帯の大学進学率は80%を超えているのに、国は高卒でも働く能力はある考え ・しかし、高卒の雇用率は2割しかなく、貧困の連鎖が起きる <p>○生活保護基準は生活の岩盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護基準は38の制度に影響＋最低賃金基準 ・生活保護法等の改正による地域共生路線の矛盾 ・子どもの生活底上げ法案の取組の重要性 <p>講演1 地域の居住支援ネットワークの構築に向けて・新たな住宅セーフティーネットの活用を</p> <p>講師：奥田 知志氏 稲葉 剛氏 芝田 淳氏</p> <p>○3人のパネルディスカッション形式の話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥田氏による「抱撲」の居住支援 <p>○稲葉 剛氏（立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任准教授）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居喪失は何をもたらすか？ <p>①住民票削除により就職活動が困難 ②公的サービスからの排除 ③精神的ダメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の住宅問題＝77.4%が親と同居 6.6%がホームレス（不安定住居）の経験あり ・生活保護世帯の52%以上が高齢世帯、内9割が単身高齢者 ・下流老人問題＝年金政策の失敗、非正規第一世代が後10～20年で低年金、無年金者 ・高齢者、障害者への入居差別 ・日常生活支援住居施設への懸念＝住宅保護の原則（法30条）の形骸化 ・中間施設でなく「終のすみか」になってしまう ・住まいの確保は自己責任という社会意識を変える政策が必要 	

講演2 取材現場から見た貧困

講師：西田 真季子氏（元毎日新聞記者）

- 貧困は自己責任、苦しくても頑張っている人は沢山いる＝間違っていた
 - ・貧困が低学力、意欲低下のスパイラルへ、親が子どもと関われる時間が少ない
 - ・何がわからないかも分からなくなり、勉強に全くついていけなくなる
 - ・分からない授業に出席することが苦痛になり、成績が悪いことで自己肯定感がない
 - ・高校中退=就職困難=貧困
- 子どもの貧困は何から生まれる？
 - ・親(世帯)の貧困のみ=自己責任ではない
 - ・ひとり親家庭の貧困が顕著=子ども食堂は、本当に子どもの貧困対策になるか？
- いくらまでが貧困？
 - ・相対的貧困と絶対的貧困の定義は世間の目と違う
 - ・自己責任論、もっと頑張られるはず、安いスーパーをはしごすれば良い
- 自分の生活と照らし合わせて想像してみる
- ①1年間100円均一のものだけで生活できるか
- ②お惣菜を買うことが贅沢なのか
- ③部活、友達と遊ぶ、そのためのお金は贅沢？
 - ・多様な事情や状況が絡み合う貧困生活、もっとよく見て
- まさか自分が生活保護を受けるなんて思っても見なかった＝明日はわが身！

特別報告 地元からの報告「身寄り」問題の解決に挑む

○現在生活保護受給者3名の体験談である

2日目

第5分科会 生活を困難にする滞納処分の問題点

講師：角谷 啓一氏（東京税理士会所属、滞納処分対策全国会議代表）

柴田 武男氏（聖学院大学政治経済学部教授、滞納処分対策全国会議副代表）

- 租税滞納問題の理論と実務
 - ・国税徴収法全体像の理解
- ①滞納処分の手続法 ②地方税や公課などにも及ぶ法律 ③租税債権と私債権の調整
- ④租税収入の確保の為に自力執行権の付与 ⑤徴収制度の合理化
- 強制徴収の手続き規定と徴収緩和制度は車の両輪
 - ・納税の猶予 ・換価の猶予 ・滞納処分の停止
- 納税者の保護
 - ・税の公平性とは何か？
 - ・担税能力に応じた税額か？所得税は累進課税になっているのに他の税は？
 - ・国保税の均等割は公平な税といえるのか？＝社会状況や生活状況は個々である
- 最近の地方税滞納処分の特徴＝「借りてでも払え」
 - ・国税徴収法は、財産のみに着目するもので、脅迫的手法については一切明記していない
 - ・いつでもどこでも起きている強権的事例

○徴収サミットとは？

- ・違法な取立てや差し押さえのマニュアルを共有している
- ・当然違法な滞納整理は行政訴訟や国家賠償請求等で、自治体が敗訴している
- ・徴税吏員は何でもできると勘違いしている場合がある
- ・徴税コストの比較＝野洲市と前橋市 見せしめ的な滞納整理は税金の無駄遣い

○我妻 栄 会長の序文

※社会人としての良識及び公務員としての自覚が重要である

講演 3：生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか

講師：木村 草太氏（首都大学東京大学院教授）

「憲法と生存権」

○憲法における生存権

- ・個人の尊厳＋自由主義経済＝生存権保障

○死刑は憲法違反なのか？

- ・個人の尊重、個人の自由は死刑囚にも適用されるのではないか
- ・法律の定めによる手続き上の処刑は合憲であるという、最高裁の判例
- ・死刑廃止の考え＝残虐な犯罪行為をした者に対し、合法的に犯罪者を処罰することは二重に個人の価値を奪ってしまうのではないか？

○サバイバルロータリー

- ・1人の人間を殺すことにより、病気や障害者の命や機能が回復することができる事が確実な場合、健康な人1人を殺害することで数人の命や機能を助けることができるか？生存権がある限り、この説は無理である

○憲法第13条＝すべて国民は、個人として尊重される・・・

- ・外国人は生活保護の対象になるか？
文言説では対象にならないが、人道的立場から権利の尊重を守ることとしている

○抽象的権利としての生存権

- ・自由主義経済の中での権利の問題点は、分配経済体制は個人の生活財力まで保障するものではない、つまり収入を得る機会がないと生活できない
生存権の保障の必要性が生まれる
- ・生活保護法第1条は、憲法25条の権利の具体化をする法律

○判例を示しての生存権についての講義が続いた

特別報告：私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～

○去年の特別報告とほぼ同じ内容であった

まとめ あるべき生活保護法改革とは何か

講師：尾藤 廣喜氏（弁護士・生活保護問題対策全国会議代表幹事）

○生活保護制度をとりまく状況

・利用者数の推移とその特徴

1995年約88万人 2005年148万人 2010年195万人 2015年217万人(最高)

2018年217万人保護率1.67%

高齢者世帯6.19%増 障害者世帯3.5%増

○貧困の深化と格差の拡大

・「餓死者」数1992年に21人・95年58人・98年78人・2003年93人と増加

・原因は、自助・自立が強調され社会保障制度の保障内容が後退した

労働環境の悪化で、非正規雇用の割合が増え賃金収入の格差が拡大した

○対策は？

・医療、年金、介護、住宅保障などの社会保障制度の底上げ

○現実に生活保護制度はどうなっているか？

・利用率、捕捉率共に先進国の中で最低レベル

・水際作戦での申請抑制(権利の侵害)

・相次ぐ生活保護基準の引下げや生活保護法の改正

○在るべき生活保護制度の「改正」

・法律の名前の変更＝生活保障法

・捕捉率の調査、向上義務の明文化

・扶養義務、資産要件の緩和

・保護基準の決定方法の法律化

・職員の専門性の確保と人員体制の充実

・困難層への支援強化策

画像(略)

画像（略）

所 感

ほぼ、毎回参加をしている研修会であるが、今回の特別講演者である木村草太氏の講演は、なかなか難題であった。憲法学者が憲法に沿った生存権や個人保障を分かりやすく説明されてあるのであろうが、そこがまた理解に苦しむ。

分科会は滞納処分の問題点を選択したが、大変参考になる講義であった。

民主商工会の理事をしている関係で、税務署や市の収納課の滞納整理の強権的な態度に不信感を持っていたところ、法は納税者の生活や生業までも壊して良いとは書いていないことがはっきりと理解できた。

これからも、相談者の見方として、行政のチェックをしっかりと行いたいと思う。

次回は新潟県立大学での開催であるが、是非とも参加して、もっと見聞を深めたいと考えるものです。

— 作成者 松下 真一 —